

「令和3年度介護福祉士等修学資金貸付事業」の募集について

貸与 (無利子、3年生のみ)

名称	介護福祉士等修学資金貸付事業
奨学金の種類	貸与（無利子）
募集人数	30名程度
応募資格	<p>社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号又は第3号、第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設^(※1)(以下「養成施設等」という。)に令和3年度に在学される方で、次の(1)(2)のいずれの要件も満たしている方。</p> <p>(1) 次の①から④までのいずれかに該当する方</p> <p>① 島根県に住民登録をしている方であって、養成施設等を卒業後に島根県内の区域等^(※2)で社会福祉士又は介護福祉士の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事しようとする方。 ※「返還免除対象業務」の詳細については、別添の「別表1」及び「別表2」をご参照ください。</p> <p>② 島根県内の養成施設等の学生であって、卒業後に島根県内の区域等において返還免除対象業務に従事しようとする方。</p> <p>③ 令和2年度に島根県に住民登録をしていたが、養成施設等での修学のため転居をした方で、卒業後に島根県内の区域等において返還免除対象業務に従事しようとする方。</p> <p>④ ①から③に限らず、貸付けを受けようとする方が、養成施設等を卒業後に島根県内の返還免除対象業務に従事しようとする方であると本会会長が認めた方。</p> <p>(2) 次の①又は②のいずれかに該当する方で家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方</p> <p>① 学業成績等が優秀と認められる方。</p> <p>② 養成施設等を卒業後、中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士等資格取得に向けた向学心があると認められる方。</p> <p>(※注1) 社会福祉士指定養成校は短期養成課程と一般養成課程のみ対象となり、4年制大学は対象外です。 (※注2) 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等で従事する場合や、東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る)において業務に従事するなど、一部県外も含まれます。</p>
金額	<p>修学資金 月額5万円(令和3年4月から2年)</p> <p>入学準備金 20万円 その他</p>
応募受付期間	<p>1次募集 1月12日(火)～2月12日(金)</p> <p>2次募集 4月1日(木)～5月14日(金)</p>

※詳細について聞きたい人は、早めに森元(職員室)まで申し出てください。